

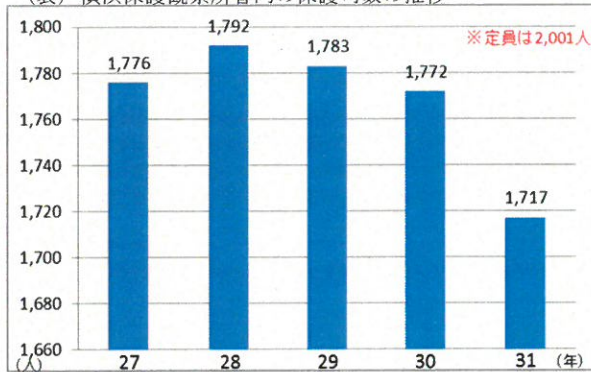
# 保護司活動へのお誘い

法務省 横浜保護観察所  
神奈川県保護司会連合会

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。その主な職務は、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、矯正施設に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどがあります。全国に約4万7千人、神奈川県では約1,700人が活躍しています。

我が国の治安の良さはまさに保護司活動によるところが大きいのですが、その一方、保護司の人員は年々減少傾向にあります。

(表) 横浜保護観察所管内の保護司数の推移



これまでは、退任される保護司が次に引き継ぐ方を地域で探してくるという方法で人材を確保してきましたが、地域社会が大きく変容し、保護司の人脈だけでは人材確保が困難になってきています。

地域貢献の精神は、まさに保護司活動の原動力となっていますが、地域に密着した活動がされている行政書士の皆様方と重なる部分が多いのではないかと思います。

皆様方におかれましては、是非とも、保護司になっていただくとともに、皆様方のお知り合いで保護司にふさわしいと思われる方を御紹介賜りますようお願い申し上げます。

Q 保護司はどのような活動を行うのですか

- A 主に次の活動に取り組みます。
- ① 罪を犯した人や非行少年の立ち直りを支援する活動
    - ア 刑務所や少年院に入っている人が、円滑な社会復帰を図ることができるよう、帰る場所の環境を整える活動
    - イ 保護観察になった人の生活の見守りや指導・助言
  - ② 地域において犯罪や非行を予防するための活動（啓発、協力者の開拓等）

Q 保護司になるための条件はありますか

- A 活動意欲があることや生活が安定していること、保護司になる時に原則として66歳以下であることなどがあります。

Q 保護司活動に対する国の支援はあるのでしょうか

- A 保護観察等を行う場合には、必ず専門家である保護観察官から様々なサポートがなされます。また、活動に伴う実費が支払われたり、多様な研修が用意されたりするなど様々な支援の仕組みが用意されています。

もちろん、保護司仲間の様々な支援等もなされますので安心して御参加いただけます。

詳しくお知りになりたい方は、お気軽にお問い合わせください。

法務省 横浜保護観察所

電話 045-201-3006・1844

〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57

